

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成28年3月31日

八尾市監査委員	田	中	清
同	八	百	康子
同	小	湊	雅子
同	土井	田	隆行
同	吉	村	和三治

記

1 定期監査

経済環境部（産業政策課、環境保全課、資源循環課、環境事業課、環境施設課）

2 監査の結果

別紙のとおり

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

4 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議長 村松広昭様

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	小湊雅子
同	土井田隆行
同	吉村和三治

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成27年11月24日から平成28年2月29日まで

2 監査の対象部局

経済環境部（産業政策課、環境保全課、資源循環課、環境事業課、環境施設課）

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 原則平成26年度の事務事業

（必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とした。）

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。なお、指摘事項については、部局内で共通する事務もあると考えられることから、指摘を受けた課だけでなく部局内共通の課題として認識し、改善に取り組まれることを望むものである。

【産業政策課】

1 八尾市信用保証料補給金交付事務について

八尾市小規模企業融資制度において、利用者が大阪信用保証協会に払い込んだ信用保証料を補給しているが、繰り上げ返済等により利用者に信用保証料の一部が返還されている可能性があり、このような信用保証料の返還等について、把握されていないため、適切な事務処理方法について検討すること。

2 補助金の交付事務について

補助金の交付に係る事務において、以下のような事例が見受けられた。

なお、補助金交付対象事業全般について、事業が目的に沿って効果的に行われるよう規定の整備を図るとともに、補助金の執行においては十分な審査を行うこと。また、八尾市補助金等交付基準が定められていることから、交付金額や補助率は社会情勢の変化を考慮した定期的な見直しを行うこと。

(1) 八尾市有害鳥獣被害防止対策補助金において、要綱で補助金交付要件の一つとして規定されている受益農地面積について、補助金交付申請書等では確認できないため、様式等の規定の整備を行うこと。

(2) 八尾市農業祭事業補助金において、要綱で補助金交付対象となる支出経費の範囲などの規定がないため、交付基準を明確にする等、より適切な規定の整備について検討すること。

(3) 八尾市地域商業活性化事業補助金及び八尾市商業共同施設運営費補助金に係る申請書や実績報告書において、要綱で規定されている必要書類が添付されていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

3 一般社団法人八尾市観光協会の指導について

事務局の組織及び運営に関する規則等に不備が多数見受けられたので、点検及び改正等の指導を行うこと。

4 備品の管理について

(1) 備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品シールの貼付がないものが見受けられたので、適正に管理すること。

(2) 一般社団法人八尾市観光協会公印規則で規定されている協会及び理事長の印が市の備品として登録されているので、適正な事務処理に改めること。

【環境保全課】

1 契約事務について

業務委託契約締結等に係る事務において、以下のような事例が見受けられた。

契約事務においては、透明性、公平性等の観点から、八尾市財務規則等の規定を遵守し、適正な事務処理を行うこと。

(1) 契約書において、委託料の支払を遅延した場合の遅延利息率が適切でないもの。

(2) 1者のみで見積もりで行った随意契約において、伺書に相手方選定理由の記載がないもの又は記載理由が不明確なもの。

(3) 保守点検業務において、仕様書に定める点検項目と受託者からの点検報告書の項目について一致しないものが見受けられたので、整合性を検討する必要があるもの。

(4) 別契約となっている類似の業務委託について、一括で契約する方法の検討が求められるもの。

【資源循環課】

1 家庭用指定袋の配付について

- (1) 町会加入世帯への家庭用指定袋の配付は、町会の協力により行われており、配付謝礼が現金で支払われているが、多額の現金を取り扱うことに伴うリスクを考慮し、支払方法について検討すること。
- (2) 事業が開始されてから20年が経過し、行政の地域支援のあり方も変化している中、地域コミュニティの醸成につながる効果的なものとなるよう、関係課との連携を図りつつ検討されたい。

2 有価物集団回収奨励金交付に係る事務について

- (1) 有価物集団回収奨励金交付事業は、要綱に基づき、ごみの減量、再資源化を目的に助成するもので、再資源化できる有価物を集団回収している住民の登録団体の申請により、有価物回収量に応じた奨励金を交付していることから、申請内容を審査するにあたり疑義が生じた場合の調査や、奨励金の返還等について規定の整備を検討すること。
- (2) 奨励金交付申請書において、奨励金の振込先に団体の代表者以外の個人口座を指定しているものが見受けられたので、団体と個人との関係を明記するなど、交付先が明らかになるよう適切な事務処理を行うこと。
- (3) 消去可能なペンや鉛筆で記載された奨励金交付申請書を受領しているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

3 一般廃棄物収集運搬業許可及び一般廃棄物再生輸送業者指定に係る事務について

一般廃棄物処理業の許可及び一般廃棄物再生利用業の指定に係る伺書において、八尾市事務処理規程で定められた専決区分で決裁されていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

4 事業系廃棄物減量計画等報告書及び事業系廃棄物管理責任者届出書について

八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例において、多量排出事業者に提出を義務付けている事業系廃棄物減量計画等報告書及び事業系廃棄物管理責任者届出書について、未提出の事業者に対しての提出促進に努めること。

5 契約事務について

業務委託契約において、随意契約に係る地方自治法施行令の適用条項が適切でないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

6 備品の管理について

備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品シールが貼付されていなかったため、備品全般について現品との照合確認を行うとともに、備品台帳の整備を図り、適切に管理すること。

【環境事業課】

1 八尾市粗大ごみ処理手数料の収納事務委託について

- (1) 粗大ごみ処理手数料の収納及び手数料券の交付に係る委託業務において、要綱等で定められた契約に係る手続きが一部省略されているため、適正な事務処理を行うこと。
- (2) 手数料券受領書等は使用されていないことから、収納事務委託を適正に行うための必要性について検討し、運用と要綱の整合性を図ること。

2 一般廃棄物処理手数料に係る事務について

- (1) 一般廃棄物処理手数料のうち、臨時ごみに係る手数料、特定家庭用機器廃棄物（リサイクル家電）の収集及び運搬手数料、飼養する動物の死体に係る手数料は現金で徴収されているが、徴収した手数料額に誤りはないものの、交付した領収証書において、記載内容が不適切なものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。
- (2) 一般廃棄物処理手数料の減免申請書において、適用条文が誤っているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

3 契約事務について

業務委託契約において、提出を義務付けられた作業員名簿等が提出されていないものや、契約締結に係る伺書において契約予定額等が記載されていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

4 備品の管理について

備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品シールが貼付されていなかったため、備品全般について現品との照合確認を行うとともに、備品台帳の整備を図り、適切に管理すること。

【環境施設課】

1 調定事務について

- (1) し尿汲取手数料のうち、臨時汲取りなどに係る分については年度末に一括で調定しているが、毎月ごと又はその都度に調定を行うよう、八尾市財務規則に基づいた適正な事務処理に改めること。
- (2) 同手数料の調定書において、調定額の根拠資料の添付がないものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。

2 行政財産の目的外使用許可に係る事務について

使用料を全額免除とする根拠について、「公有財産及び物品条例第6条第2項第2号(その他財産管理者が特に必要と認めるとき)」と伺書に記載されているものが見受けられたが、その理由が記載されておらず、免除の決定理由が確認できないため、明確な記載を行うこと。

3 契約事務について

- 業務委託契約締結に係る伺書等において、以下のような事例が見受けられた。
- 契約事務においては、透明性、公平性等の観点から、八尾市財務規則等の規定を遵守し、適正な事務処理を行うこと。
- (1) 1者のみの見積もりで行った随意契約において、相手方選定理由の記載がないもの。
 - (2) 契約書に定める業務内容等の記載が一部適切でないもの。
 - (3) 仕様書に定められている作業員名簿等が提出されていないもの。

4 備品の管理について

備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品シールが貼付されていなかったため、備品全般について現品との照合確認を行うとともに、備品台帳の整備を図り、適切に管理すること。